

桐造林法

—
to

被害ノ手入雜草刈拂管理費	六五、八三五	六〇、九二四	五二、二五〇	五二、二五〇
被害ノ手入雜草刈拂管理費	五六、四三〇	五二、二五〇	二、二五〇	二、二五〇
借地料	七六八、八五五	五二、二五〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
借地料	一、二九七、八四五	五二、二五〇	四五〇	四五〇
十二年保護管理費	五二、二五〇	二、二五〇	四五〇	四五〇
借地料	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五人	五人
十二年保護管理費	五二、二五〇	二、二五〇	四五〇	四五〇
借地料	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五人	五人
十一保護管理費	五二、二五〇	二、二五〇	四五〇	四五〇
借地料	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五人	五人
十年保護管理費	五二、二五〇	二、二五〇	四五〇	四五〇
借地料	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五人	五人
合計	七六八、八五五	一、二九七、八四五	五二、二五〇	五二、二五〇

一收支之部

內譯

三純益金

一金貳千七百五指或圓指五錢五厘

但樹苗木植栽後十二年目に於ける主伐收入四千五拾圓より各年度の造林支出費の十二年間に於ける年八朱の重利算に依る元利合計壹千貳百九拾七圓八拾四錢五厘を差引ける殘金

附記

以上の收支概算は安全に見積りたるものなるも其の地代と純益金とを對比すれば山地に造林せる場合も畑地に造林せる場合も共に純益は地代の三倍強(後價に對し)に當り土地生産業として甚だ有利なるものなることを知るべし。

附 錄

第一 南部桐造林法の沿革

南部桐は舊南部藩及仙臺藩の所領たりし陸中國の全部及陸奥國の幾部即ち現今の巣手縣の地に產する桐樹に冠せられたる固有的名稱にして其材質の優良なるを以て世に賞用せらるゝこと既に久しく聲價夙に高し。

抑南部桐の起源たるや往古は固より杳として之を詳にすること能はず降りて舊藩時代に至りても南部家の居城は天文八年及寛永十一年に於て再度火災に罹り累世の典籍什器鳥有に歸し爲に此間に於ける狀態を詳にするに由なし依りて現存する舊記被仰出書等の記錄を觀るに萬治四辛巳年並木補植の事あり降りて天文六辛酉年松、杉、漆諸雜木植立獎勵に關する嚴達等ありて以來屢々林業獎勵に關する仰出ありしと雖尙嘗つて「桐」に付きての記事を見ず然るに南部藩の末葉に至り嘉永五年初めて桐樹植立に關する記錄あるを見る、之に依て察するに南部桐

は漸やく此時代に至りて植栽を奨励せられたるものゝ如き觀ありと雖口碑の傳ふる所に依れば古來天然生の桐樹山野に自生せりと爲し其真疑の如何は未だ容易に斷定すべからざるものあり、或は嘉永年間以前に於て植栽せられたるものなるやも計り知るべからず。

嘉永五年四月諸木植立吟味方栗谷川仁右衛門より山林立木並諸木植立につき南部藩公に建言せる事項中に左の一節あり、即ち

「大迫通(陸中國稗貫郡内川目村及外川目村地方にして古來南部桐の本場の一と稱せられ現今にありても尙優良なる桐材を産す)山鳩色の土地にして土性御領地隨一の御場所に御座候佐賀丸太より上品にて木に光り有之肥州桐同様相見得申候紀州琴日本一と申候也青黒の小石交り山鳩色の土と申候也岩山御座候右岩山へ桐樹立候へば根は我まゝに張不申風當り居り候故琴に作り候は、音ふくみ候故音響き可申ご被考申候桐は上の十五日の内に植立候へば木勢強く成木早く下の十五日に植立候は惡し漆桑植立候は、格別上品の御國產相出候御場所に御座候。」斯の如くして本地方は今尙優良なる南部桐の產地として知らるゝ所にして畑

地の畦畔に於ては勿論、山地の燒畑跡地に產するもの最も多し而して現今本地方の古老に就き之を調査するに桐樹は古來山地に於て或は萌芽に依り或は天然下種に依りて天然に發生し毫も植栽すること無くして之を伐採利用し來れるも近時價格は頻りに騰貴し需要益々增加するに至りしを以て山地の桐樹は漸次減少し遂に絶滅するの虞なしとせざるに至りしを以て明治三十年頃小松文助なる者陸中國下閉伊郡地方より始めて桐苗木の仕立法を傳へ爾來分根法に依りて苗木を栽培し漸やく桐樹の人工植栽を爲すに至り現今に及べりと曰ふ。

之を以て察するに當地方は嘉永年間の頃一時桐樹の植栽を奨励し山地到る處に植栽せられしも爾來之が需要多からざりしが故に伐採すること亦極めて少なく從つて自然に繁殖せしものなるべく又一方に於ては需要少なかりしを以て自ら之を植栽するの必要なかりしが爲め一時其の繁殖法全く没却せられたるものなるべし。

明治五年一月島惟精氏巖手縣權令に任せらるゝや縣下產業の不振を憂び夙に殖產興業に意を用ひ其の一端として桐苗木六萬三百二十五本を東京府下及び埼

玉縣下より移して遍く之を縣下に配布し其の植栽を獎勵せしに當時一般に其の成功如何を懸念するもの多く之が植栽に着手するもの少なかりしが盛岡市仙北町佐藤清右衛門氏率先して之が試験植栽を爲せしに成績頗る良好なりしかば進んで其の保護手入法を研究し遂に種子を探取して苗圃に播種し若くは苗木より分根して苗木を仕立つるに至れり此處に於て漸やく遠近より其の成績の優良なるを聞き同氏より種苗の配布を請ふもの日に多く遂に遠く陸前國氣仙郡及陸中國下閉伊郡地方に移出するに至れり時將に明治十二年の頃なり。

明治九年七月 明治天皇東北御巡幸の際巖手縣廳に於て天覽に奉供せる巖手縣物產中御買上の光榮に浴したるものゝ内には桐日和下駄及足駄各一足あり、又島權令より巖手縣勸業に關する諸般施設事業の上奏方を内務卿に上陳せるものゝ内に左の一項あり。

「種藝所」

桐苗 巖手縣下より產出する桐材の儀は南部桐と稱し東京に於ても聲價の木品にて別て高料の賣買に相成候由にて播種致度もの有之候へ共苗木拂底より

栽立不相成候に付東京府下成子村、埼玉縣下東立野村兩所より苗木六萬三百二十五本買入内四萬七千三百九十本は本年拂下を願出候ものへ買入の元價を以て相拂殘壹萬二千九百三十五本は種藝所へ苗木取とし栽培致置候

明治十年勸業寮より桐苗木外數種の下付を受け縣下の有志者へ配布せり(數量不明)爾來之が栽培の獎勵に努めつゝありしが明治四十二年四月巖手縣に山林課の設置以來大に之が植栽の實績を擧ぐるに至れり。

尙南部桐產地の本場と稱せられ現今最も多量にして且つ善良なる桐材を產する陸中國下閉伊郡刈屋村に於ける桐樹造林の沿革及往時に於ける之が利用の状況を記すれば左の如し。

舊南部藩領の地は往時一般に桐樹の生育するもの多く從つて其の材は敢て貴重視せられず且つ其の性質として細工し易きと特殊の性質を有するとにより日常の家具用材としては勿論指物又は建築用材に至る迄凡そ其の使用に耐ゆる物に在りては盛んに利用せられしことは當時の遺物に依りて之を察知すること難からず然も古來其の本場と稱せらるる地方は何れも北上山系に屬する山間地方

にして就中人工造林法の最も發達し且つ山地の燒畑跡地に於て桐樹、ヤマハンノキ混淆造林法の特殊なる作業法最も盛にして範を他に示すに足るものは陸中國下閉伊郡刈屋村なりとす。

抑本村は附近一帯に亘り古來天然生的の桐樹山地に豊富なりしを以て當時に於ては桐樹に對する觀念は恰も吾人が雜木に對するが如く敢て之を貴重視すること無く唯其の性質の利用し易きを以て明治十年頃までは各種の方面に伐採利用せられたり即ち簞笥、長持、刀槍入、證文箱、米櫃、棺(早桶と曰ふ味噌桶、蠶箔、雨戸板、縁側の敷板、押込の板戸、板屏風、足駄、下駄(大人は勿論小學校の生徒に至る迄皆桐材製)を用ゐたりと曰ふ)障子の腰板、欄間、落掛、柱隠し等にして殊に蠶箔の如きは使用上輕くして且つ濕氣を吸收すること少なきを以て毎戸之を用ゐたり現今に於ても尙其の當時の遺物ありと雖多くは他地方に賣却移出せられたり、然るに其後時勢の進歩に伴ひ漸やく桐材の村外移出を見るに至ると共に其の貴重材なるを知るに至り同時に桐樹の伐採せらるゝもの年々多きを加へ次第に缺乏の状況に陥れり時に明治十二年刈屋村の人齋藤善四郎氏(當時刈屋村小學校教師)大に桐材の將

來を慮り遂に意を決して始めて桐樹の蕃殖を圖らんことを思ひ立ち公務の餘暇を以て陸前國氣仙郡地方(宮城縣鹽釜地方より移入せられたるものゝ如し)より種根(根苗)を購入し之より苗木を養成する法を講究し遂に分根造林の方法を考案し此處に於て始めて桐樹の蕃殖法を地元民に知らしめたり。

次いで明治十七年頃に至り刈屋村大字和井内の人西里大三郎氏(篤農家)は之が分根法に就きて益々研究を重ね改良せし所ありしも然も尙當時の方針は未だ完全なるものにあらずして種根の植込法宜しきを得ざりしが故に苗木の根の發達充分ならず爲めに良好なる苗木を得ること難きと共に苗木の根より採取し得る種根の數極めて少なく且つ善良なるものを得ること困難なりしが此處に刈屋村大字刈屋に久保田儀三郎氏なる人あり當時十六歳にして苗木仕立法を研究せんことを志し西里大三郎氏より十本の種根を惠與せられて之を我が畑地に植ゑ込み翌年に至りて幸にして十本の苗木を得之より三百本の種根を切り更に苗圃に植ゑ込んで其の翌春二百五十本の山出苗を得全部を七圓五拾錢(一本平均三錢)にて賣却したり時に年十八歳なり爾來益々興味を得て年々種根を植ゑ込み研究に

研究を重ねて之が改善を圖り遂に今日に至る二十有五年の経験に依り近時漸やく之れが完成を遂げたり即ち從來は種根を約四十五度内外の傾斜に植ゑ込みしを同氏の改良法に在りては約四五度の傾斜を爲さしめて苗木の幹と上根との發達を充分ならしめ從つて之より種根の採取量を激増せしむるに至り此處に於て初めて桐樹栽培上一大進歩を見るに至れり、由來久保田氏は此の改良法を實驗するに其の成績頗る優良なりしを以て附近の同業者は頻りに其の方法を探知せんとし夜間窺かに同氏の苗圃に入りて苗木を掘り起し其の改良の要點を察知し窺かに實驗せしに之れ又成績良好なりしかば更めて久保田氏より改良法の教を受け一般に之を應用するに至れり、尙同村に於て桐樹の栽培上與つて力ありしは小山田舜二氏、小山田直喜氏、中屋鋪石松氏の諸氏にして或は研究し或は助力を與へて以て桐樹の栽培を盛んならしめたり。

尙此間に於て桐樹栽培獎勵上大に與つて力ありしは明治廿年頃より同村の人染谷大助氏桐材の縣外移出の途を開きし事なり即ち明治十五年頃に於ては一玉の價格僅かに十五六錢に過ぎざりし桐材をして一躍三十錢内外に暴騰せしむるならしめ遂に同村をして今日南部桐の本場として第一位たらしむるに至れり即ち其の効果甚大なりしを知るべし。

参考の爲め本村に於ける桐材價格の變遷の状況を示せば左の如し。

年 度	一玉價格	摘要	要
明治十五年頃	十五錢乃至廿五錢	野生樹多かりき	
同 廿 年 頃	卅錢乃至四十錢		
同 廿 五年 頃	七十錢乃至八十錢	漸次人工植栽に依るものも伐採せらるゝに至れり	
同 廿 九年 頃	一圓五十錢乃至二圓	殆んど人工植栽に係るものなり	
同 廿 卅 五年 頃	二圓乃至二圓五十錢	同	
大正二年	三圓乃至三圓五十錢	同	

大正四年 三圓五十錢乃至四圓 同

小南部の產地たる陸前國氣仙郡地方に於ける桐樹栽培法の沿革に在りても亦杳として詳かならず唯地方人の傳ふる所に依れば當地方に於ては菅野久兵衛なる人明治十七八年の頃初めて宮城縣石ノ巻地方より桐苗木を移入し地元のみならず陸前國下閉伊郡宮古地方へも賣出したりと曰ふも事實に於ては尙之れ以前に於て桐樹の植栽盛んなりし事は各所に現存せる桐の大樹あるより推知するこそ敢て難からず即ち巻頭口繪に示せる大樹は樹齡四十有三年にして明治初年の植栽に係るべく尙樹齡八十年を越ゆるものありと聞く或は山地に桐樹を見出せりと曰ふより察するに必ず舊仙臺藩所領時代に於て植栽を奨励せしものなるべく其後一時衰退し爲めに植栽を爲すもの殆んど無きに至りしもの再び明治の初年より之が植栽の必要に迫られ苗木を宮城縣地方より移入するに至りしが如し而して苗木移入の當初より明治廿四年頃に至る間は石ノ巻地方に於ては苗木を販賣するに當り其の根は必ず切り取りて決して之を賣出すこと無かりしを以て氣仙郡地方に於ては之が蕃殖を圖ること能はざりしに明治廿五年頃某氏苗木の

根を石ノ巻地方より窃かに持ち來りて初めて之れより苗木を仕立て大に之が増殖を圖り今日に至れりと曰ふ此間明治廿五六六年より同卅年頃に至る間に於て最も盛んに苗木を養成し地元に其の普及を圖りしは氣仙郡氣仙村の人村上豊三郎氏にして同氏は又之が畑地造林を企て其の收利の多大なることを一般に示し地方民の桐樹造林に對する觀念をして一層強からしむるに至れり。

第二 桐樹に關する古事傳說の一一二三

桐に關する古事傳說若くは迷信は古來世に傳はる所のもの甚だ多し今其の二三を摘錄して参考に供す。

我が國に於ては往時より桐樹植栽の有利なりしを唱へて曰はく「桐樹三千を植れば能く長者たるを得べし」と或は又「一家に一女を産せば桐樹三本を植ゑよ然らば其の嫁するに至りて能く其の費を償ふに足るべし」と。

本草綱目「鳳凰非梧桐不棲」(梧桐はアヲギリなるも日本に於ては之を桐に間違ひ用ゐたるものなり)との傳說支那より傳はれりと、鳳凰は我が國に於ては是を「桐

に棲む鳥と稱し百鳥の長にして聖代にあらざれば現はれざる靈鳥なりとなし瑞祥ある鳥として天子の御袍の御紋となり桐又は其の御紋の内に入る所謂竹桐鳳凰の紋是れなり而して之れより轉じて桐のみも我が皇室の御紋章として用ゐらるゝに至れり。

董纂(安倍晴明の著と稱す眞偽疑し寶永七年刊本)に「東有流曰青龍、南有澤畔曰朱雀、西有大道曰白虎、北有高山曰玄武、右此置物具足則謂四神相應地最大吉也。若一闕則災禍自其方至大聖文珠曰東有鱗莫以青龍爲上、常居水底古之爾、若無流水則柳九本可植之、柳水邊木也、南有愈領以鳳凰爲上首、常居田邊故六爾、若無澤畔則桐七本可植之、桐鳳凰栖巢也」とあり即ち家の南方に澤田なき時は桐七本を植ゑて災禍を避けべしと爲し桐を一種の呪用に供せる説なり、加茂の神官得憲の家南方に因なし依りて桐樹七本を植う二十年間災禍なく繁昌す後ち朝廷に此の桐を献せしより忽ち災禍起れる由「阿也阿也譚」に見ゆ。

桐の御紋章

江家次第に引く所の弘行の格文(紀元一四七〇年)に 天皇の袍文を桔竹鳳凰と

記し又鎌倉の初期に成りたる餅抄にも「袍天子御文同黃櫨染」とあり。

日本紀略、弘仁十一年十二月甲戌朔の條に詔曰、「云々其服大小諸神事、及季冬奉幣諸陵、則用帛衣、元正受朝、則用袞冕十二章、朔日受朝日、聽政受蕃國使、奉幣及大小諸會、則用黃櫨染衣、とあり之は神事には帛の御袍とて純白なる御衣を召し給ひ元正朝賀の如き大禮には所謂袞龍の御衣を著け給ふ其他諸禮には黃櫨染の御袍を召し給ふ規定を設け給へるなり、而して黃櫨染とは裝束圖式に御紋、桐竹、鳳凰、麒麟也是抄下に、赤色太上皇著御之、保元四朝観、著御赤色御袍長寬元朝観今年不著御赤色、著御橡云々、今案先院脱屣之始神社御幸、朝観等、著御赤色御袍也、文策中竹桐」とあるを見れば後白河上皇の御時より太上天皇も竹桐の文を用ひられしことを知り得べし、按するに奈良朝より平安朝の初め別して嵯峨天皇の朝諸事唐制に倣はせ給ひければ服章にも亦唐様を御採用し給へるにて桐は鳳凰の來儀する芽出度き樹なれば仁獸たる麒麟に配して服御紋用と爲し給へるなるべし。石清水八幡御幸記に文應元年八月(紀元一九二〇年)新院(後深草上皇)赤色の御袍を召されしが文

は巢中に菊八葉と註されたり是を以て見れば桐は御紋章として菊より以前に用ゐられたるなり。

又見聞諸家紋なる書之首に桐紋の圖を掲げて下に後冷泉院の世(紀元一七一七年)奥州の兎徒征服の賞に源義家申請ひて五七の桐の紋を下し賜ふ由あり(御紋章は五七桐を用ひ給ひしなり)其の末に宇津木氏の家紋龜甲中に十六葉の桐を畫きて下に根本は龜甲の内に桐也、長錄年中(紀元二一一七年乃至二一九年)取献神靈之時、父彈正依命討死賜菊と註せり之れを見るに桐菊の御紋章を臣下に許し給ふの例もあり、又桐は菊よりも重く用ゐられ給ひしことも察知せらる。

又足利の族は桐の紋章を用ゐしは事實なり、之は尊氏將軍の時(紀元一九九六年)朝廷より御沙汰ありしならんか然るを後世源義家朝臣(紀元一七一七年)奥州征服の功賞として時代を古くし由緒あるが如くに言ひ傳へたるものなるべしとの説あり、豊臣秀吉(紀元二二四五年)も亦桐の紋を用ひたり何等か皇室より御沙汰ありしものならんか、然れども漸次臣下にして桐の御紋章を徒らに亂用する者を生じ爲めに爾來屢々之が禁制の發せられたるもの少からず。後陽成天皇の文祿四年、

豊臣家五大老の連署を以て

「衣裳之紋、御赦免之外、菊、桐、不可付之、於御服拜領者、其服所持之間者、可著之、染替別之衣裳、御紋不可付候事」と曰ふ法度を出せり。

徳川氏の時代は葵の紋のみ厳しくして菊桐の紋は何等制せらるゝことなかりしを以て濫用甚しく市井の民迄商標の如く用ゐしものもありしと曰ふ、明治元年三月に至り賣物等に御紋を付くることを制止し同年八月及同四年六月に至り一切禁止せられたり。

桐の紋章に數種あり、五七桐、五三桐、五七鬼桐、五三鬼桐、丸に五三鬼桐、石持五三桐對洲桐、光林桐、光琳唐桐、中陰桐、ウヅミ桐、割桐、五三大割桐、割唐桐、追掛割桐、三ツ割桐中カケ桐、ヲトリ桐、三割頭合桐、五七フセン桐、三頭合桐、三尻合桐、金輪桐、蔓桐、唐桐、葵桐、琴柱桐、カタバミ桐、桐フセン蝶、桐菱、菱桐、割桐菱、向ひ桐菱、下り花桐、四桐菱、眞鶯桐、草の鶯桐、桐車、オモダカ桐、本朝桐等とす桐の紋を家紋とせる諸大名には五七桐を用ゐしものは二十一名、五三桐を用ゐしは十四名あり。

桐壺 禁裏の一段に桐壺といふあり桐は畏きあたりに用ゐられたるを知るに

足る即ち

「キリツボは禁裏のうちにある殿なり宣耀殿より過ぎて行く馬道のつゝきなり
禁裏五舍のその一なり五舍といふはキリツボは淑景舎、ナイツボは照陽舎、フヂツ
ボは飛香舎、ムメツボは襲芳舎といふなり、いつれとも大圓にあり桐を植ゑられた
るによりて桐ツボとはいふなり」

桐を詠へるもの古來其の數少なからず風致上に於ては今も昔も其の趣を同う
せしものゝ如し。

桐の葉もふみわけかたくなりにけり、必ず人を待つもなければ

我か庵は二本の桐の若葉かな

桐の實や眺め久しき秋の色

鐘の聲鐘の聲桐の一葉落つ

桐二葉つゞいて落ちて暮にけり

桐造林法 附南部桐 終

大正九年二月十日印刷
同 年二月十五日發行

定價金貳圓

著者 北川常吉
發行者 三浦常吉
印刷者 金澤求也
發賣所 三浦書店

東京府豊多摩郡
戸塚町下戸塚五九四地
東京市麹町区
細井町三番地
東京市牛込区早稻田
穴八幡坂上

元社印行

不許複製

諸君に最も有益なる「林業書の
目録」ハカキにて御申込次第無
料進呈仕候

東京早稻田 三浦書店

380
46

終